

平成28年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	98事業所
(2) 当年度総給水量	7,740 千m ³
(3) 一日平均給水量	21 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	49,858 千円
イ 導水施設整備事業	41,922
ロ 久志浄水場施設整備事業	7,936

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		688,830 千円
第1項 営 業 収 益		303,100
第2項 営 業 外 収 益		385,729
第3項 特 別 利 益		1
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		688,753 千円
第1項 営 業 費 用		670,066
第2項 営 業 外 費 用		18,186
第3項 特 別 損 失		1
第4項 予 備 費		500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,491千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額669千円、過年度分損益勘定留保資金26,958千円及び減債積立金34,864千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		100,675 千円
第1項 国 庫 補 助 金		33,654
第2項 他 会 計 補 助 金		17,148
第3項 投 資 償 還 金		49,873
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		163,166 千円
第1項 建 設 改 良 費		61,153
第2項 企 業 債 償 還 金		52,012
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金		1
第4項 投 資		50,000
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
導水施設整備事業	平成29年度	13,514 千円
久志浄水場施設整備事業	平成29年度	80,899 千円
(一時借入金)		

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
 - (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 35,245 千円
- (他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、73,412千円である。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志